

徴収猶予の対象者拡充について

第24回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議により税務課から徴収猶予対象者の基準が示されたことにより、上下水道課の徴収猶予の基準を下記のとおり拡充する。

【対象債権】

水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、し尿処理手数料

【現行】

- 1 緊急小口資金又は総合支援資金を借り入れされた方
- 2 持続化給付金を受けた方並びに新型コロナウイルス感染症対応資金及び農業制度資金の融資を受けた方

【変更】

- 1 緊急小口資金又は総合支援資金を借り入れされた方
- 2 持続化給付金を受けた方並びに新型コロナウイルス感染症対応資金及び農業制度資金の融資を受けた方
- 3 令和2年2月以降の1月以上任意の期間において、収入が前年同期と比べて20%以上減少した方